

(平成25年8月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月30日から23年2月1日まで  
昭和21年6月にA社B支店に入社し、23年1月末まで継続して勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A社B支店は、昭和25年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる当時の事業主は、生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた当時の直属の上司は、既に死亡していることから、申立人の申立てに係る供述を得ることはできない上、被保険者名簿によると、当該上司は、申立人と同日の昭和22年1月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、唯一、生存及び所在が確認できた者は、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、いずれも昭和22年1月30日であることが確認できる上、同喪失日が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

なお、申立人は、「当時、切符による衣料品の購入が行われなくなったため、

社名がA社からC社に変更された。申立期間は、C社に勤務していたはずである。」と主張していることから、事業所名簿及び被保険者名簿を確認したものの、適用事業所の名称が、A社からC社に変更された記録は見当たらない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

このほか、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 17 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 37 年 8 月 17 日から A 事務所に勤務し、39 年 3 月 31 日付けで退職したが、申立期間①及び②について、年金記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同時期に A 事務所に採用されたとする同僚の具体的な供述から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 4 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、生存及び所在が不明であることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当時の経理事務担当者は、「当時、2 か月間から 3 か月間程度の試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入させていない。厚生年金保険に加入させていない期間については、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人と同日の昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 6 人のうち回答が得られた 2 人は、いずれも「採用された当初に試用期間があった。試用期間は厚生年金保険に加入していない。」と供述していることから判断すると、当時、当該事業所では、従業員の採用と同時に一律

に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、前述のとおり、A事務所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、回答が得られた前述の同僚合計3人は、いずれも、申立人の退職時期について記憶していないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、上記同僚3人が記憶する自身の退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は符合している上、申立人に係る被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。